

介護保険料段階表

改正前
(平成 27 ~ 29 年度)

改正後
(平成 30 ~ 32 年度)

段階	所得や課税状況による区分		年間保険料額	年間保険料額
第1段階 (基準額×0.45)	◇生活保護を受給している人 ◇老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人		2万7760円	2万9160円
	本人を含む世帯全員が市民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が80万円以下の人		
本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が80万円を超え、120万円以下の人		4万2560円	4万4720円	
本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が120万円を超える人		4万6260円	4万8600円	
本人は非課税		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が80万円以下の人	5万5520円	5万8320円
		世帯員は課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)の合計が80万円を超える人	6万1680円
本人が課税			合計所得金額が125万円未満の人	6万6310円
		合計所得金額が200万円未満の人	7万7100円	8万1000円
		合計所得金額が300万円未満の人	9万2520円	9万7200円
		合計所得金額が400万円未満の人	10万7940円	11万3400円
		合計所得金額が500万円未満の人	12万3360円	12万9600円
	合計所得金額が800万円未満の人	13万8780円	14万5800円	
	合計所得金額が800万円以上の人	15万4200円	16万2000円	

老齢福祉年金 明治44(1911)年以前に生まれた人が受給している年金

合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額

※長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除がある場合は、特別控除後の金額

課税年金収入 国民年金、厚生年金、共済年金など課税対象となる年金収入額のこと。なお、障害年金、遺族年金、老齢福祉年金は含まれない

世帯 介護保険料算定における世帯とは4月1日時点での住民票上の世帯(一部例外あり)

課税 本来は市民税課税者であるが障がい者であるなどの理由により市民税を減免されている場合、課税者として算定

●問い合わせ先 長寿支援課長寿支援担当 ☎(580)1859